

- 議案第19号 宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 宝塚市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 宝塚市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 宝塚市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び宝塚市一般事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第19号から議案第22号までに關する一括説明資料

1 主な条例改正の内容

対象サービス/ 【該当の議案】	項目	改正内容	基準の類型
居宅介護支援 【議案第19号】	公正中立性の確保のための取組の見直し	事業者の負担軽減を図るため、前6か月間に作成した居宅サービス計画における各サービスの利用割合、同一事業者による提供の割合を利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする。	従うべき基準
居宅介護支援、 介護予防支援 【議案第19号】 【議案第22号】	事業者等との連携によるモニタリング	人材の有効活用や、居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、利用者の心身の状況が安定している等の要件に合致し、利用者の同意を得た上で、2ヵ月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）利用者の居宅を訪問し面接するときは、居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とする。	従うべき基準 (居宅介護支援) 参酌すべき基準 (介護予防支援)
居宅介護支援 【議案第19号】	ケアマネジャー1人当たりの取扱件数	ケアマネジャー1人当たりの取扱件数について、要介護者で44人以下に見直す。	従うべき基準
介護予防支援 【議案第22号】	介護予防支援の円滑な実施	居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置等、所要の規定の整備を行う。	従うべき基準 (人員配置等) 参酌すべき基準 (運営基準等)

対象サービス/ 【該当の議案】	項目	改正内容	基準の類型
地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 【議案第20号】 【議案第21号】	①協力医療機関との連携体制の構築  ②新興感染症発生時等の医療機関との連携	①高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう実効性のある連携体制構築のための見直しを行う。  ②新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を図る。	参酌すべき基準
地域密着型（介護予防）サービス 【議案第20号】 【議案第21号】	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減策を検討する委員会の設置	介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、左記の委員会設置を義務付ける。	参酌すべき基準
全サービス 【議案第19号～議案第22号共通】	「書面掲示」規制の見直し	事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。	参酌すべき基準
全サービス 【議案第19号～議案第22号共通】	管理者の兼務範囲の明確化	介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	従うべき基準
全サービス 【議案第19号～議案第22号共通】	身体的拘束等の適正化の推進	利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を禁止する。	従うべき基準
（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 【議案第20号】 【議案第21号】	身体的拘束等の適正化のための措置の義務付け	身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。	従うべき基準

## 2 改正に際しての基本的考え方

条例を定めるに当たり従うべき基準とされている規定については、厚生労働省令で定める基準に従い、条例を改正します。また、参酌すべき基準とされている規定についても、市独自の基準を定めるほどの地域特性や地域の実情が認められがたいことから、改正省令どおりの条例改正とします。

介護予防支援事業者の指定申請等に対する審査手数料は、地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請等に対する審査手数料と同額に設定し、新規申請 14,000 円、更新申請 7,000 円とします。

### 3 施行期日

令和6年4月1日

※特定の記録媒体の使用を定める規定を見直し「電磁的記録媒体」に改める改正及び  
議案第22号のうち手数料条例の改正は公布の日

※書面掲示規制の見直しに係る改正は令和7年4月1日

※（経過措置）議案第20号、議案第21号のうち身体的拘束等の適正化のための措  
置義務付けに係る経過措置は条例施行の日から令和7年3月31日までとする。

※（経過措置）議案第20号、議案第21号のうち利用者の安全並びに介護サービ  
スの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る  
経過措置、及び協力医療機関との連携に関する経過措置は、条例施行の日から令和  
9年3月31日までとする。

### 4 条例改正の影響を受ける市内サービス事業者数

（令和6年1月末現在。休止事業所を除く）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護	7事業所
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	14事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5事業所
看護小規模多機能型居宅介護	0事業所
地域密着型通所介護	28事業所
夜間対応型訪問介護	0事業所
（介護予防）認知症対応型通所介護	6事業所
居宅介護支援事業所	62事業所
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）	7事業所